

令和８年度答申第５２号
令和８年７月２２日

諮問番号 令和７年度諮問第１５５号（令和８年３月３１日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 局所排気装置設置等特例不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人×からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第１ 事案の概要

１ 本件は、審査請求人×（以下「審査請求人」という。）が労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号。以下「安衛法」という。）２２条及び有機溶剤中毒予防規則（昭和４７年労働省令第３６号。以下「有機則」という。）１３条の規定に基づき、局所排気装置等を設けないことができるとする特例許可を求める申請（以下「本件許可申請」という。）をしたのに対し、Ａ労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

２ 関係法令の定め

（１）安衛法２２条は、事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定し、同条１号は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を掲げる。

- (2) 有機則 5 条は、事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないと規定する。
- (3) 有機則 9 条 1 項は、事業者は、屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、かつ、全体換気装置を設けたときは、有機則 5 条の規定にかかわらず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができると規定する。
- (4) 有機則 13 条 1 項は、事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機溶剤の蒸気が発散面が広いため有機則 5 条の規定による設備の設置が困難なときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、有機溶剤の蒸気が発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる旨規定し、有機則 13 条 2 項は、前項の許可を受けようとする事業者は、局所排気装置等特例許可申請書に作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定する。
- (5) 有機則 17 条 1 項は、全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した 1 分間当たりの換気量を出し得る能力を有するものでなければならない旨規定する。
- 上記の表の上欄に掲げる消費する有機溶剤等の区分「第二種有機溶剤等」については、同表の下欄に掲げる「 $Q = 0.04W$ 」により計算し、同表において、「 Q 」は「1 分間当りの換気量（単位 立方メートル）」、「 W 」は「作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量（単位 グラム）」であると掲げられている。
- 有機則 17 条 2 項は、1 分間当たりの換気量を計算するに当たり必要な作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量の求め方を規定し、有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務については、同項 2 号において、作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量と規定する。
- (6) 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化

則」という。)第38条の8は、事業者が特別有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機則第1章から第3章まで、第4章及び第7章の規定を準用することを規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和46年から、B地において、車両の钣金塗装等を扱う自動車整備業を営んでいた。

C労働局は、令和4年6月23日付けで、審査請求人に対し、車両の塗装に当たって、第二種有機溶剤含有と思料される塗料を用いて作業を行っていることから、塗装箇所について、局所排気装置等の設置が必要になると思われること及び使用している塗料に第二種有機溶剤が5%以上含有されていることが判明した際には、有機則に則り、局所排気装置等を設置する等して塗装作業へのばく露防止措置を講じるよう指導した。

(指導票、履歴事項全部証明書、「局所排気装置設置等特例許可申請(有機則第13条)について」と題する文書)

- (2) 審査請求人は、令和5年6月6日及び同年12月に処分庁に全体換気装置の設置について相談した後、令和6年6月26日に全体換気装置(以下「本件全体換気装置」という。)を設置した。

(審査請求書、質問書の送付について(回答))

- (3) 審査請求人は、令和6年8月19日、処分庁に対し、「有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、有機則第5条又は第6条第2項の規定による設備の設置が困難なため」として、局所排気装置を設置しないことの許可を求める本件許可申請を行った。

(局所排気装置設置等特例許可申請書)

- (4) 処分庁は、令和6年9月11日、審査請求人の申請事業場に対する実地調査を実施した。

審査請求人が使用する塗料には、第二種有機溶剤である酢酸ブチル、酢酸イソブチル等が含まれるとともに、特別有機溶剤であるエチルベンゼンが含まれることを確認し、エチルベンゼンについては特化則38条の8により、局所排気装置特例許可は有機則の適用を受け、第二種有機溶剤として処理することを確認した。

(「局所排気装置設置等特例許可申請(有機則第13条)について」と題する文書)

(5) 処分庁は、令和6年10月8日付けで、「全体換気装置が有機溶剤中毒予防規則第17条第1項に定める性能を満たしていないため。」との理由を付して、本件不許可処分を行った。

(不許可通知書)

(6) 審査請求人は、令和6年12月12日、処分庁を経由して審査庁に対し、本件不許可処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和8年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、処分庁から、令和4年6月23日付けで指導を受け（令和4年6月23日付け指導票）、処分庁担当官に相談したところ、処分庁担当官は、審査請求人の行う大型車両などへの塗装作業内容や使用量・作業時間から全体換気装置を設置すれば局所排気装置を設置しなくてもよいとの見解を示していた。その見解に基づき、処分庁に、令和5年6月6日に有機溶剤の使用量と作業時間に基づいた排気量の計算を行った書類を提出した。

令和5年12月に本件全体換気装置の設計図及び仕様・性能表を処分庁担当官に提出して了承を得た上で、令和6年6月26日に本件全体換気装置の設置が完了した。

これらの経緯にもかかわらず、処分庁からは是正勧告及び本件不許可処分を受けた。

(2) 審査請求人は、本件全体換気装置の能力（1分間当たりの換気量）について、令和5年1月1日から同年5月31日までの使用量・作業時間から算出した1分間当たりの換気量5.69立方メートルに対し、十分に余裕を持たせた約10倍の52.4立方メートルで設計した。

しかし、処分庁は、スプレーガンの最大吐出量である1時間当たり21リットルを唐突に新たな基準としたことで、本件全体換気装置に必要な1分間当たりの換気量は504立方メートルとなり、本件全体換気装置は性能を満たしていないとして、本件不許可処分を行った。その際、処分庁からは、最大吐出量を新たなそして唯一の基準とした根拠の説明もなかった。

本件不許可処分は、業務に要する時間が短時間であり、かつ、全体換気

装置を設置すれば局所排気装置を設置しなくてもよいとの前提条件が無視され、現実とはかけ離れた基準に基づく判断となっているから、実際の使用量や作業時間に基づいた計算にて再調査・再考を求める。

(3) したがって、本件不許可処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 有機則13条1項に基づく局所排気装置設置等特例許可に係る許可基準（以下「本件許可基準」という。）は、「有機溶剤中毒予防規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和53年12月25日付け基発第707号。以下「昭和53年通達」という。）により示されており、「プッシュプル型換気装置の性能及び構造上の要件等について」（昭和54年12月26日付け基発第645号。以下「昭和54年通達」という。）、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（昭和59年2月2日付け基発第58号。以下「昭和59年通達」という。）及び「平成9年労働省告示第20号（有機溶剤中毒予防規則第15条の2第2項ただし書の規定に基づき労働大臣が定める濃度を定める件）等の適用について」（平成9年3月25日付け基発第194号。以下「平成9年通達」という。）により改正され、以下のとおり示されている。

自動車の車体、航空機の機体、船体ブロック又はこれらと同等以上の容積及び面積を有する物の外面について塗装等の有機溶剤業務を行う場合で次のいずれかに該当すること。

(イ) 削除

(ロ) 全体換気装置（有機則16条の2の労働大臣が定める構造及び性能を具備しないプッシュプル型一様流換気装置（塗装用）であって有機則17条1項の換気量を有するものを含む。）を設置し、かつ、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること等適切な代替措置が講じられていると認められるとき。

- 2 全体換気装置の換気量の算出方法は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は第二種有機溶剤等を使用した塗装業務を行っているため、有機則17条1項及び2項に基づき、以下により計算された換気量を出しうる能力を有するものでなければならない。

Q （1分間当たりの換気量）＝0.04W

W（作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量）＝作業時間1時間に使用

する有機溶剤等の量×厚生労働大臣が別に定める数値

- (2) 厚生労働大臣が別に定める数値は、昭和47年労働省告示第122号（有機溶剤等の量に乗すべき数値）（以下「大臣告示」という。）において示されており、令和6年厚生労働省告示第187号（以下「令和6年告示」という。）により改正されている。令和6年告示は、附則1項本文により令和7年1月1日から適用されるとされており、同項ただし書により令和6年告示3条（注：有機溶剤等の量に乗すべき数値の一部改正規定）及び附則2項の規定は令和6年7月1日から適用される旨規定されている。また、令和6年告示附則2項には、同告示の適用の際現に存する全体換気装置の性能に係る3条の規定による改正後の有機溶剤等の量に乗すべき数値（以下「乗すべき数値」という。）の適用については、なお従前の例によることができる旨規定されている。

全体換気装置が令和6年7月1日より前に完成している場合にあつては、令和6年告示による改正前的大臣告示（以下「改正前告示」という。）若しくは令和6年告示による改正後の大臣告示（以下「改正後告示」）の値のいずれかが適用されることとなる。

- (3) 処分庁は、本件許可申請に基づき、審査請求人の業務実態を確認するため、令和6年9月11日に実地調査を行い、本件不許可処分時点においては、改正前告示に示された乗すべき数値を用いて換気量を算出し、弁明書においては、改正後告示に示された乗すべき数値を用いて換気量を算出し、いずれも有機則17条1項に定める性能を満たしていなかった。
- 3 審査請求人は、塗装作業時に、作業者に有機ガス用防毒マスクを使用させていることから、本件許可基準のうち、「当該業務に従事する労働者に（略）有機ガス用防毒マスクを使用されること等適切な代替措置が講じられていると認められる」との要件を満たしている。
- 4 審査請求人は、事前に提出した資料に基づいて全体換気装置を設置すれば、有機則13条に基づく許可を得られると処分庁から事前に了承を受けていたと主張するが、令和5年6月6日の相談内容は、同日付け相談票のとおり、局所排気装置設置等特例許可制度等に係る一般的な説明であり、同年12月の相談については記録がないものの、処分庁担当官は、審査請求人から提示された文書を本件許可申請時に添付するよう指示したにとどまり、資料の内容で許可がされるような説明はしておらず、審査請求人の主張を認めるに足る客観的資料は見当たらない。

- 5 以上により、処分庁が行った本件不許可処分は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求の対象である本件不許可処分について、その処理に要した期間をみると、①処分庁における本件審査請求の受付（令和6年12月12日）から厚生労働省本省での受付（令和7年4月7日）までに約3か月、②反論書等不送付通知書の受付（令和7年7月10日）から質問書の送付（同年12月15日）まで約5か月もの長期間を要している。

審査庁は上記①の経緯につき、本件審査請求に係る確認作業や書面のやり取りについて、審査庁と処分庁とが直接やり取りをするのではなく、処分庁の上級庁を通して連絡をとっていたためであると説明する。

しかしながら、行政不服審査法21条2項は、同条1項の規定により審査請求すべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、処分庁は、審査請求書の提出を受けた後直ちに審査庁となる厚生労働大臣に送付しなければならないが、審査庁となる厚生労働大臣は、本件審査請求書が到達した時点で受付処理を行い、確認作業が必要と考えるならば、受付の後に行わなければならないが、審査庁となる厚生労働大臣は、本件審査請求書が到達した時点で受付処理を行い、確認作業が必要と考えるならば、受付の後に行わなければならないが、審査庁となる厚生労働大臣は、本件審査請求書が到達した時点で受付処理を行い、確認作業が必要と考えるならば、受付の後に行わなければならない。

また、上記②の手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。

審査庁は、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 上記（1）で指摘した点及び下記3で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件全体換気装置は有機則17条1項に定める性能を満たしていないことを理由とする本件不許可処分の適否について、処分庁、審理員及び審査庁の判断は以下のとおりである。

(2) 換気量の算出方法及び適用した大臣告示について

ア 本件全体換気装置は令和6年6月26日に設置されているところ、処分庁は、処分時において改正前告示に示された乗すべき数値である「0.6」を適用し、以下のとおり本件全体換気装置に必要な換気量を算出した（「局所排気装置設置等特例許可申請（有機則第13条）について」と題する文書の6（2））。加えて、審査請求人が処分庁からは是正勧告時に添付された資料として審査請求書に添付した「全体換気装置能力について」と題する文書において、処分庁は同様の理由を示している。

- ・ 1時間に消費する塗料の量（スプレーガンの最大吐出量より算出）

$$350\text{ml}/\text{min} \times 60\text{min} = 21,000\text{ml}$$

- ・ 作業1時間に消費する有機溶剤等の量（W）

$$21,000 \times 0.6 \times 1.0 = 12,600\text{g}/\text{h}$$

- ・ 本件全体換気装置に必要な1分間当たりの換気量（Q）

$$0.04 \times 12,600 = 504\text{m}^3/\text{min}$$

- ・ 本件全体換気装置（4台）の換気量

$$13.1\text{m}^3/\text{min} \times 4 = 52.4\text{m}^3/\text{min}$$

イ 弁明書及び審理員意見書においては、審査請求人が使用する塗料のうち、有機溶剤の成分が最も少なく、全体換気装置に必要な換気量が最小となるレタンPGエコフリース613エンリッチマルーンベースについて、改正後告示に示された乗すべき数値である「その他の塗料に含有される有機溶剤の量を当該塗料の量で除した値」を適用し、以下のとおり本件全体換気装置に必要な換気量を算出した。なお、1時間に消費する塗料の量及び本件全体換気装置（4台）の換気量は上記（2）アと同様である。

- ・ 作業1時間に消費する有機溶剤等の量（W）

$$21,000 \times 0.971 \times 0.35 = 7,136.85\text{g}/\text{h}$$

- ・ 本件全体換気装置に必要な1分間当たりの換気量（Q）

$$0.04 \times 7,136.85 = 285.474\text{m}^3/\text{min}$$

ウ 諮問説明書には、適用すべき大臣告示について検討した形跡が見当たらない。審査庁から提出された令和8年5月19日付け主張書面（以下「主張書面」という。）には、上記（2）イ同様に、以下のとおりレタンPGエコフリース613エンリッチマルーンベースについて、改正前告示及び改正後告示の両方を適用し、必要な換気量を算出しているが、改正前告示又は改正後告示のいずれに示された乗すべき数値を適用すべきかに関して

検討した形跡が見当たらない。なお、1 時間に消費する塗料の量及び本件全体換気装置の換気量は上記（2）アと同様である。

（ア）改正前告示を適用した場合の換気量

- ・作業1時間に消費する有機溶剤等の量（W）

$$21,000 \times 0.971 \times 0.6 = 12,234.6 \text{ g/h}$$

- ・本件全体換気装置に必要な1分間当たりの換気量（Q）

$$0.04 \times 12,234.6 = 489.384 \text{ m}^3/\text{min}$$

（イ）改正後告示を適用した場合の換気量

- ・作業1時間に消費する有機溶剤等の量（W）

$$21,000 \times 0.971 \times 0.25 = 5097.75 \text{ g/h}$$

- ・本件全体換気装置に必要な1分間当たりの換気量（Q）

$$0.04 \times 5097.75 = 203.91 \text{ m}^3/\text{min}$$

（3）1時間に消費する塗料の量について

全体換気装置の換気量算出に当たり必要となる1時間に消費する塗料の量については、上記（2）のとおり、処分庁、審理員及び審査庁は、スプレーガンの最大吐出量を適用して算出している。

審理員意見書は、スプレーガンの最大吐出量を適用することについて、塗料の消費量は作業者に委ねられており、急な塗装の受注等により必要換気量が全体換気装置の性能を上回る可能性があることを鑑みると、労働災害の防止のための危害防止、職場における労働者の安全と健康を確保及び快適な職場環境の形成を促進という安衛法及び有機則の趣旨に鑑みれば、最大吐出量にて算出すべきであるとする。弁明書においても、同様の理由が記載されている。

他方、諮問説明書には、スプレーガンの最大吐出量を適用することの適否について、検討した形跡が見当たらず、主張書面においても同様である。

（4）上記（2）及び（3）を踏まえて以下検討する。

ア 適用すべき告示の検討について

上記（2）のとおり、大臣告示の改正により、本件不許可処分時において、換気量を算出するに当たり改正前告示及び改正後告示の双方が適用可能な大臣告示として存在しており、本件全体換気装置に必要な換気量を算出するに当たり乗すべき数値が2つ存在していたところ、本件不許可処分時から本件諮問後である主張書面提出までの間のいずれの時点においても、本件不許可処分において適用すべき大臣告示がいずれであ

ったか及び乗すべき数値がいずれであったかについて検討した形跡は見当たらない。

イ スプレーガンの使用量算出に当たり、最大吐出量を用いることの適否について

処分庁は、本件不許可処分において、本件全体換気装置に必要な換気量算出の一要素である、1時間に消費する塗料の量を算出するに当たり、スプレーガンの最大吐出量を適用している。これに対して、審査請求人は、塗料の使用量及び使用時間を基に換気量を算出すべきであると主張して、最大吐出量を適用することの妥当性につき争っているところ、審理員及び処分庁は、上記（3）のとおり、受注量の変化に伴う使用量の増減や労働災害防止の観点等を説明するのみで、最大吐出量を用いる根拠法令等を示していない。審査庁に至っては、この点について検討した形跡が見当たらない。

ウ 諮問後における審査庁の対応状況

当審査会は、審査庁から主張書面が提出された時点においてもなお、上記ア、イの各点について、審査庁の考えが明らかでなかったことから、審査庁に対し、本件不許可処分において適用すべき大臣告示並びにそのように考える根拠及び最大吐出量を用いる根拠について問い合わせたが、期限までに回答がなされなかった（提出期限を14日過ぎた審議時点（令和8年7月17日）においてもなお、審査庁からの回答はない。）。

（5）以上に照らすと、審査庁が、本件不許可処分に係る処分庁の判断について、調査不十分のまま是認したのは妥当ではない。

3 付言

（1）審理員意見書及び諮問説明書の記載について

審査庁が本件諮問に当たって提出した審理員意見書及び諮問説明書には、本件不許可処分に適用すべき大臣告示及び通達について正確に記載されていないかった。

本件のように、大臣告示及び通達が複数回改正され、特に、全体換気装置の設置時期、許可申請日及び大臣告示の改正時期が近接している事件については、適正な審理を実現するという観点から、当該改正の前後のどの定めが適用されるかを検討することが必要不可欠である。このような観点から、審理員意見書には、当該事件の争点を明示（論点整理）した上で、審査請求に対する結論及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対

する関係法令の適用を含む。)を記載することが求められている(総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月(令和8年5月改訂))」110頁参照。なお、このガイドライン中の様式例第74号には、「根拠法令等に改正が行われていて、当該改正前の定めが本件処分に適用される場合には、その旨を明確に記載する必要がある。」との注意書がされている。)。これは、諮問説明書においても、同様である(令和5年4月3日付けの当審査会事務局事務連絡「行政不服審査会への諮問等に関する留意事項について」の別添1の諮問説明書(記載例)参照)。

審査庁においては、審理員意見書及び諮問説明書において諮問に係る事件に適用される関係法令等の定めが正確に記載されているか否かという点について、十分に確認した上で、諮問されたい。

(2) 諮問時における資料の提出等について

審査庁が当審査会に諮問するに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があるところ、審査庁は、本件諮問に当たり、審査請求の端緒となった本件許可申請書の写し、審査請求人からの反論書等不送付通知書、本件不許可処分に係る決裁文書及び本件許可基準の根拠となる通達等を提出しなかった。また、諮問時に提出された資料から、弁明書及び通達について一部が欠落していた。そのため、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出を複数回にわたり求めなければならなかった。

加えて、諮問時に提出された一件記録上、本件で適用されるべき大臣告示や通達の内容が判然としなかったため、当審査会は、本件の調査審議を進めるに当たり、大臣告示や通達の内容の整理について審査庁に確認を行わなければならなかった。

そして、審査庁からそれらの資料や回答が追加提出されるまで、長期間を要し、その間、当審査会は、本件の調査審議を進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かの確認を確実に実施されたい。

(3) 不許可通知書における理由の付記について

本件不許可通知書には、不許可の理由として「全体換気装置が有機溶剤中

毒予防規則第17条第1項に定める性能を満たしていないため。」とのみ記載され、本件許可基準のうちのいずれの要件を満たさないか記載されていない。このような記載では審査請求人が本件不許可処分の理由を正しく理解することは困難だといわざるを得ない。

今後は、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項本文の求める理由の提示の趣旨（行政庁の恣意の抑制、慎重な判断の確保及び当事者の不服申立ての便宜）を十分に踏まえて、処分庁が、局所排気装置設置等特例許可申請に対し、全体換気装置の性能が本件許可基準を満たさないとして不許可処分をする場合には、不許可通知書に、根拠法令とともに、当該申請に係る事案の内容等に即して、申請者が設置した全体換気装置の性能が本件許可基準を満たさない理由についても分かりやすく示すことが求められる。そして、そうすることは、審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資することとなる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一